

介護保険特集号

平成28年8月20日発行
 発行 草加市健康福祉部 介護保険課・長寿支援課
 〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号



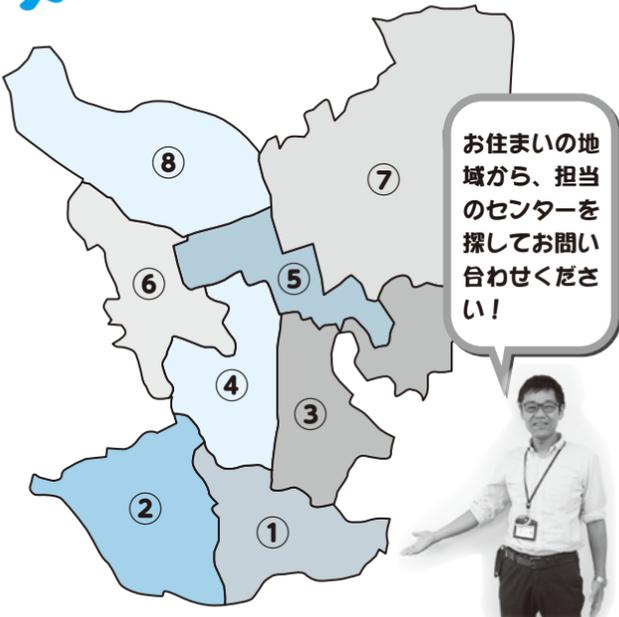
地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として市が設置しているセンターです。ここでは、保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり、保健、介護、福祉、医療など地域で暮らす高齢者の総合的な支援を行っています。
 また、今年度より認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談や取組も積極的に行っています。
 介護や福祉に関する専門職員がお話を伺いますので、お気軽にご相談ください。



地域包括支援センターではこんなことをしています

<p>*総合相談支援*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の方の幅広い相談 ・さまざまな制度や、地域資源を利用した総合的な支援 	<p>*認知症に関する相談*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認知症地域支援推進員」が中心となって認知症に関する相談に応じます。 	<p>*介護予防ケアマネジメント*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に関する相談 ・介護予防ケアプランの作成 ・介護保険などの代行申請 	<p>*介護予防教室*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防のための体操教室や講座などの開催 
<p>*介護者への支援*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご家族を介護されている方のための支援 ・交流の場「介護者のつどい」の開催 	<p>いろいろな相談ができるね</p> 	<p>*出前講座*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度や認知症予防、健康講話・体操などを町会、自治会やサロン等地域の集まりへ伺い、出張出前講座を行います。 	<p>*高齢者の権利擁護*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の人権や財産を守るための相談 (例)だまされてものを買った家族から暴力を受ける、など

地域包括支援センターはここにあります



■開所日時：毎週月曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで(祝日、年末年始を除く)

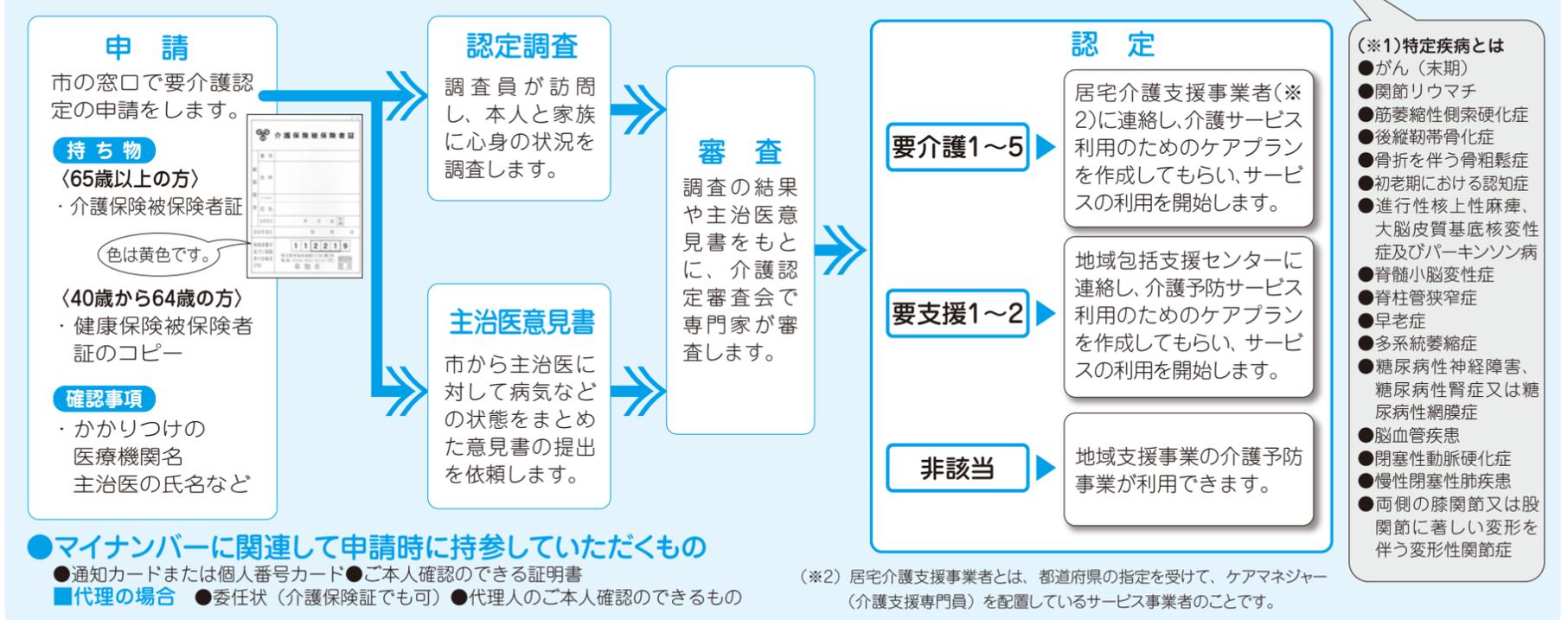
センター名	所在地	電話番号	FAX	お住まいの地域
①谷塚・瀬崎	谷塚上町704-3	929-3613	929-3612	谷塚町、谷塚1～2、瀬崎1～7
②谷塚西部	新里町989-1	929-0014	929-5222	谷塚上町、谷塚仲町、両新田東町、両新田西町、新里町、柳島町、遊馬町
③草加中央・稲荷	吉町2-2-21	959-9133	922-3801	神明1～2、住吉1～2、高砂1～2、手代町吉町1～5、稲荷1～6、中央1～2
④草加西部	草加4-5-1	946-7030	942-7582	草加1～5、西町、氷川町
⑤松原・草加東部	松江1-1-32	932-6775	932-6779	松原1～5、栄町1～3、松江1～6
⑥安行	苗塚町200-2	921-2121	928-8989	原町1～3、北谷1～3、北谷町、小山1～2、花栗1～4、苗塚町
⑦川柳・新田東部	青柳8-52-37	932-7007	931-0993	柿木町、青柳1～8、青柳町、八幡町、中根1～3、弁天1～6
⑧新田	新善町6	946-0520	946-0523	新栄1～4、長栄1～4、清門1～3、旭町1～6、金明町、新善町

要介護認定からサービス利用までのながれ

お問い合わせ

介護保険課
認定係
☎922-1414

介護サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。40歳から64歳の方は、特定疾病（※1）により介護や支援が必要となった場合に限り、申請できます。



介護サービス費用のめやす

お問い合わせ

介護保険課
給付係
☎922-1421

介護保険サービスを利用する場合は、認定を受けた後、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談して作成するケアプランに基づきサービスを利用します。

利用できる介護サービスには、在宅で利用する**訪問介護（ホームヘルプサービス）**や**通所介護（デイサービス）**などの「居宅サービス」と、**介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**などの施設に入所して介護を受ける「施設サービス」があり、基本的に利用料金の1割又は2割（一定以上所得者）を自己負担していただきます。

利用料金のめやすについては次表のとおりです。
★一定以上所得者は2割 本人の合計所得金額160万円以上の方。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人以上いる世帯で345万円未満の方は1割負担のままとします。

●訪問介護（ホームヘルプサービス）

身体介護中心	30分~1時間未満	4,042円(405円)
生活援助中心	45分以上	2,344円(235円)

※（ ）内は自己負担額1割★
※この金額に別途加算項目がある場合があります。
★一定以上所得者は2割

<身体介護の例>

- ・食事や入浴の介助
- ・オムツの交換、排泄の介助

<生活援助の例>

- ・食事の準備や調理
- ・掃除や洗濯

●通所介護（デイサービス）

要介護1	6,737円 (674円)
要介護2	7,959円 (796円)
要介護3	9,222円 (923円)
要介護4	10,485円(1,049円)
要介護5	11,748円(1,175円)

※（ ）内は自己負担1割★
※送迎を含みます。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
※食費、日常生活費は別途負担となります。
★一定以上所得者は2割

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

利用者負担段階			ユニット型個室の場合				多床室（相部屋）の場合				
			介護サービス費 (1割負担)	食費	居住費	合計	介護サービス費 (1割負担)	食費	居住費	合計	
住民税	世帯課税者		第4段階	24,000円	42,000円	60,000円	126,000円	22,000円	42,000円	26,000円	90,000円
	世帯非課税	所得と年金収入額の合計が80万円超	第3段階	24,000円	20,000円	40,000円	84,000円	22,000円	20,000円	12,000円	54,000円
		所得と年金収入額の合計が80万円以下	第2段階	15,000円	12,000円	25,000円	52,000円	15,000円	12,000円	12,000円	39,000円
		高齢福祉年金受給者 生活保護受給者	第1段階	15,000円	10,000円	25,000円	50,000円	15,000円	10,000円	0円	25,000円

※いずれも1か月(30日)あたりの介護保険制度上での自己負担額のめやす。表中の「介護サービス費」は、要介護3で高額介護サービス費の払い戻し後の負担額。上記合計金額に加え、日常生活費が別途自己負担となります(金額については施設ごとに異なります)。なお、世帯課税者(第4段階)の食費・居住費の金額につきましては、施設との契約により決められるものであるため、上記金額はあくまでもめやすとしてお考え下さい。
※要支援・要介護1・2の方は原則利用できません。

草加市介護保険サービス利用者負担補助制度

(所得が低い方への草加市独自の負担軽減制度)

介護保険料所得段階が第1段階のうち、生活保護受給者以外の方、第2段階及び第3段階の方を対象に、居宅サービス(住宅改修・福祉用具購入を除く)を利用する場合の自己負担や、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した場合の利用者負担(食費・居住費等を除く)1割分について、右表の割合を補助します。

●補助を受けるには、市への申請が必要です。

所得段階	対象者の条件	居宅サービス利用者の補助割合	介護老人福祉施設利用者の補助割合
第1段階	住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者の方	70%	70%
	住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方		
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	50%	25%
第3段階	住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円超の方		

自己負担を軽減するしくみ

高額介護(介護予防)サービス費支給制度

同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担(1割または2割)が高額になった場合、1か月の自己負担を合算して右表の上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護(介護予防)サービス費」として後から支給されます。

●給付を受けるには、市への申請が必要です。

●同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の1割または2割の利用者負担を合計します。



区分	限度額
医療保険制度における現役並み所得者相当の方*	44,400円
住民税課税世帯の方	37,200円
世帯全員が住民税非課税	24,600円
・高齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円

※同一世帯内に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得145万円以上の方がいる方。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、「住民税課税世帯の方」と同様の限度額になります。

65歳以上の方の介護保険料

お問い合わせ 介護保険課 保険料係
☎922-1376

平成27年度から29年度の介護保険料(年額)

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者●住民税非課税世帯で老齢福祉年金(※1)受給者 ●住民税非課税世帯で前年の課税年金収入金額(※2)と合計所得金額(※3)の合計額が80万円以下の方	26,840円
第2段階	住民税非課税世帯で前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	39,960円
第3段階	住民税非課税世帯で前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	44,730円
第4段階	本人が住民税非課税で前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方(世帯に住民税課税者がいる場合)	51,890円
第5段階	本人が住民税非課税で前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超の方(世帯に住民税課税者がいる場合)	59,650円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	71,580円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	77,540円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	89,470円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	101,400円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	110,350円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の方	119,300円

◆年間保険料額の算定において、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

※1 老齢福祉年金を受給できる方は、原則として明治44年4月1日以前に生まれた方です。

※2 「課税年金収入金額」とは、老齢年金・退職年金のことで、遺族年金・障害年金などは除きます。

※3 「合計所得金額」とは、たとえば年金収入のみの方であれば、年金収入から公的年金控除額を引いた額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。前年の申告にもとづいて所得を計算します。

◆草加市独自の介護保険料減免制度

草加市では、65歳以上の方の負担を軽減するため、独自の減免制度を実施しています。申請ができる方と減免割合は次のとおりです。ただし、これまでに介護保険料の滞納がない方に限ります。



減免割合	介護保険料の所得段階	課税年金収入額と合計所得の合算額	要件
2分の1	第1段階	60万円以下	①住民税課税者と生計を共にしていない ②住民税課税者から扶養を受けていない ③自宅を除き活用できる資産がない ④預貯金の金額が300万円以下 ⑤生活保護受給者でない
4分の1	第2段階	120万円以下	
免除	介護保険が適用されない施設(精神病院など)に入所している方		6か月以上入所し退所の見込みがない

※申請日によって減免できる金額が違いますので、お早めに介護保険課保険料係へご相談ください。

すこやかクラブ(老人クラブ)に加入しませんか？

すこやかクラブ(老人クラブ)では、地域の高年者が集まってグラウンドゴルフやカラオケなどで交流を深めたり、ボランティア活動をしたりと、さまざまな活動をしています。地元の仲間を作りたい60歳以上の方の加入をお待ちしています。



お問い合わせ 草加市社会福祉協議会
☎932-6770

シルバー人材センターのサービス窓口を開設

会員や市民の皆様が利用しやすい環境を整備し、サービス向上を目的として、市役所仮庁舎(NTTビル)1階にシルバー人材センターのサービス窓口を開設しました。是非ご利用ください！

サービス窓口での業務内容

- センターの各種事業の案内
- 入会の案内及び受付
- サークル・カルチャー教室等の紹介
- 会員や市民の皆様の各種就業相談
- 会費納入や作業代金の受け取り、講座申し込み手続き など

お問い合わせ 草加市シルバー人材センター
☎928-9211

～みんなで支える認知症～

たとえ認知症になっても住み慣れた場所で、自分らしく暮らせるよう、草加市では、認知症の方やその家族を地域であたたかく見守り、支えるための事業を展開しています。

脳の健康を
チェックしよう

認知症検診

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気によるもので、65歳以上では、8人のうち1人にその症状があると言われてしています。しかし、早期発見・早期治療により病気の進行を遅らせたり、早いうちから症状が進行した場合の準備をしておくことで、認知症になっても自分が願う生き方を続けることができるようになります。

今年度から、受診対象者を60歳の方及び65歳以上の方に拡大しましたので、この機会にぜひ受診しましょう。

- ◆対象者 ・60歳の方（昭和31年4月2日～昭和32年4月1日までに生まれた方）
・65歳以上の方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）
- ◆受診期間 平成28年12月16日（金）まで
- ◆受診方法 指定医療機関に備え付けてある「脳の健康度チェック表」に記入し、その内容をもとに医師の診察を受けます。
- ◆検診費用 無料
- ◆持ち物 健康保険証、お薬手帳

市内実施指定医療機関一覧

青柳	かとうファミリークリニック、正務医院、虎溪医院
旭町	草加グリーンクリニック
北谷	瀧澤医院、草加きたやクリニック
栄町	草加脳神経外科クリニック、高木クリニック、松野クリニック
新栄	平田クリニック、二宮病院、しんえいクリニック
新善町	レン・ファミリークリニック
住吉	内藤クリニック
草加	草加内科呼吸ケアクリニック、何川医院
高砂	内山内科小児科医院
中央	中田医院、山崎クリニック
苗塚町	いしどりクリニック
西町	たなか内科・循環器科クリニック、さかの医院
新里町	みなみ草加クリニック
氷川町	大里内科医院、石井外科医院、山崎胃腸科内科クリニック、 児玉医院、メディクス草加クリニック
松江	かたい内科クリニック、草加松原整形外科医院
松原	埼玉草加病院、白田診療所、松本医院、大城クリニック
谷塚	鳳永病院、肥田医院
谷塚上町	さくら整形外科
柳島町	柳島クリニック
吉町	草加永大クリニック、神谷医院、たかぎ医院
両新田西町	草加西部クリニック

お問い合わせ 長寿支援課 地域支援係 922-2862

在宅医療相談窓口 「在宅医療サポートセンター」のご案内

草加八潮医師会では、市民の方が住み慣れた地域で安心して在宅医療が受けられるよう、本人やその家族などからの在宅医療・療養に関する相談窓口「在宅医療サポートセンター」を開設しました。当サポートセンターは、在宅医療を必要とする市民の皆さんに対し、地域の多職種にわたる医療・介護関係者が在宅療養サービスを提供できるよう対応します。相談受付は電話またはファックスで。

一般社団法人 草加八潮医師会 在宅医療サポートセンター

場 所 草加市保健センター1階(中央1-5-22)
電話番号 959-9972
F A X 959-9982
相談時間 月～金曜日
午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

オレンジカフェ(認知症カフェ)

平成28年6月から開始しました

認知症の方や家族のための地域の集いの場です!



認知症の方や認知症の方を支えている家族、認知症に関心のある方が集い、お茶を楽しみながら、家族が日頃の悩みを打ち明けたり、参加者全体で認知症に対する正しい理解や適切な対応を学び、認知症の方やその家族が過ごしやすい地域づくりを考えていく場所です。



- ◆対象者 ○65歳以上の認知症の方
○認知症の方を支えている家族
○認知症に関心のある方
- ◆開催日 毎月第2土曜日
- ◆場 所 特別養護老人ホーム 草加キングス・ガーデン
※開催場所が追加された場合は、順次広報・ホームページでお知らせします。
- ◆参加費 100円(会場や時期により異なります。)
- ◆参加方法 事前申し込みは不要・出入り自由

お問い合わせ 長寿支援課 相談支援係 922-1281

認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解しよう!

認知症サポーターとは、認知症を理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者のことです。認知症サポーターになるには、病気の理解、認知症の方への接し方等を学ぶ認知症サポーター養成講座(概ね90分程度)の受講が必要になります。

- ◆対象者 認知症に関心を持っている方、学びたい方
- ◆申込・場所 開催前に広報そうかに掲載しますので、ご確認ください。
- ◆受講料 無料

お問い合わせ 長寿支援課 相談支援係 922-1281



介護者のつどい

介護者の人同士で学んで語らう場です!



介護をしている方同士で語り合いや情報交換をする交流会を行っています。市内の公共施設等を利用し、地域包括支援センターや市民団体等が開催しています。今まで介護していた方やこれから介護する方も、お気軽にご参加ください。

- ◆対象者 介護をしている方、介護をしていた方、これから介護をする方
- ◆場 所 市内の公共施設等
詳しい場所や日時等は開催前に広報そうかに掲載しますので、ご確認ください。

お問い合わせ 長寿支援課 相談支援係 922-1281

こんな時に
ご相談ください

- ◆自宅で看取りたい
- ◆眼科や皮膚科などの往診医を探したい
- ◆退院後の自宅での生活が心配
- ◆寝たきりや認知症で通院ができない など

